## 人事院公示第18号

人事院は、人事院規則8-18 (採用試験)第21条第1項の規定に基づき、 平成23年人事院公示第17号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和7年6月9日

改

人事院総裁 川 本 裕 子

改

1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する 改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

1 採用試験の受験の申込み及び受 1 験 験

TE.

徬

- 採用試験の受験の申込み(1)~(3) (略)
  - (4) 区分試験(規則第4条第3 項に規定する区分試験をい う。以下同じ。)又は地域試 験(規則第5条第2項に規定 する地域試験をいう。以下こ の(4)において同じ。)に区分 して行われる採用試験につい ての受験の申込みは、一の区 分試験又は一の地域試験につい いてのみ行うことができる。

1 採用試験の受験の申込み及び受験

正

前

- 採用試験の受験の申込み(1)~(3) (略)
  - (4) 区分試験(規則第4条第3 項に規定する区分試験をい う。以下同じ。)又は地域試 験(規則第5条第2項に規定 する地域試験をいう。以下区分 して行われる採用試験につい ての受験の申込みは、一の区 分試験又は一の地域試験についいてのみ行うことができる。 ただし、規則第3条第1項第 2号に掲げる採用試験の区分 試験のうち、教養の区分試験

	及び教養の区分試験以外の一
	の区分試験に受験の申込みを
	行う場合は、この限りでな
	<u>\``</u> °
(5)~(9) (略)	(5)~(9) (略)
二 (略)	二 (略)
$2\sim4$ (略)	$2\sim4$ (略)

2 この決定による改正は、令和7年12月1日から効力を発生する。